

## 三条市事業承継等推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産業基盤を維持することを目的とし、市内の中小企業者による事業承継等の検討及び実施の推進を図るため、事業承継等に向けた取組に対し、予算の範囲内において三条市事業承継等推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業承継 中小企業者が経営者の親族又はその役員若しくは使用人その他の従業員に対し事業を引き継ぐことをいう。
- (3) M&A 中小企業者が事業譲渡、株式譲渡その他の方法により第三者（当該中小企業者の経営者の親族又はその役員若しくは使用人その他の従業員を除く。）に企業又は事業の経営権を移転する取引（資本、資産等の取引を伴わない業務提携等を除く。）をいう。
- (4) 製造業 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）大分類における製造業に関する事業をいう。
- (5) 卸売業 日本標準産業分類大分類における卸売業、小売業のうち、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業又はその他の卸売業に関する事業をいう。
- (6) 事業承継計画 事業継承を円滑に進めるために策定する計画をいう。
- (7) 事業承継支援機関 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、金融機関その他事業承継に関する専門的な知識を有する事業者をいう。
- (8) M&A支援機関 中小企業庁の行うM&A支援機関登録制度において、M&A支援機関として登録を受けている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有していること。
- (2) 製造業又は卸売業に属する事業を営んでいること。
- (3) 常時使用する従業員の数が、製造業の場合20人以下、卸売業の場合10人以下であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 株価算定、事業承継計画の策定その他事業承継のため市長が必要と認める事業（事業承継支援機関に委託して実施するものに限る。）
- (2) 企業価値の評価その他 M&A（補助対象者が他の企業又は事業の経営権の移転を受けるものを除く。）のため市長が必要と認める事業（M&A 支援機関その他市長が適当と認める者に委託して実施するものに限る。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費であって、市長が定める日までに支払が完了するものとする。

- (1) 前条第1号の補助対象事業 初期診断、課題分析、株価算定又は事業承継計画の策定支援業務に係る委託料その他補助対象事業に必要と認められる経費であって補助対象者が事業承継支援機関に支払うもの
  - (2) 前条第2号の補助対象事業 初期診断、課題分析、企業価値の評価又は M&A の実施に係る委託料その他補助対象事業に必要と認められる経費であって補助対象者が M&A 支援機関その他市長が適当と認める者に支払うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1年度につき50万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市事業承継等推進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
- (2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、

補助金を交付することを適当と認めるときは、三条市事業承継等推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市事業承継等推進補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市事業承継等推進補助金実績報告書（様式第4号）に、補助対象経費の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市事業承継等推進補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。